

第 1 2 3 号議案

足立区文化財保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区文化財保護条例の一部を改正する条例

足立区文化財保護条例（昭和 5 6 年足立区条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 9 8 条第 2 項」を「第 1 8 2 条第 2 項」に改める。

第 1 2 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

文化財保護法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。